

令和5年度

新営予算単価

令和4年5月18日 国営計第41号

この単価は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕計画を実施するための基準として制定したものです。また、この単価の一部は、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準です。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

第1	地域別工事費指数	-----	1
第2	標準予算単価	-----	3
第3	標準予算単価算出基準		
I	木造庁舎以外		
1	共通事項	-----	10
2	建築工事	-----	17
3	電気設備工事	-----	23
4	機械設備工事	-----	28
5	設計概要表	-----	35
II	木造庁舎		
1	一般事項	-----	40
2	庁舎設計概要表	-----	42

第1 地域別工事費指数

本表は、各工事ごとに東京の工事費単価を100としたときの各地域別の工事費指数を示したものである。

本表の指数は、各地域における材料価格、労務賃金その他の価格の相違に対して算定したものである。

1 一般地域別工事費指数

構造別 地域別	コ鉄	コ鉄	鉄	木
	ンク リ ー ト 造筋	ンク 骨 リ ー ト 鉄 造筋	骨 造	造
道北	107	107	105	102
道東	108	107	106	103
道央	106	105	104	101
道南	107	106	104	102
青森	100	99	98	98
岩手	103	102	100	100
宮城	103	102	100	101
秋田	100	99	98	99
山形	100	100	98	99
福島	100	100	98	99
茨城	99	99	99	99
栃木	100	100	100	100
群馬	99	99	99	99
埼玉	100	100	100	100
千葉	100	100	100	100
東京	100	100	100	100
神奈川	100	100	100	100
山梨	100	100	100	100
長野	100	100	100	99
新潟	98	98	98	98
富山	99	99	99	99
石川	98	98	98	98
岐阜	98	98	98	98
静岡	98	98	98	98
愛知	98	99	98	98
三重	99	100	99	99

構造別 地域別	コ鉄	コ鉄	鉄	木
	ンク リ ー ト 造筋	ンク 骨 リ ー ト 鉄 造筋	骨 造	造
福井	97	96	95	96
滋賀	99	98	97	98
京都	99	98	97	98
大阪	99	99	97	98
兵庫	98	98	96	97
奈良	99	98	97	98
和歌山	99	98	97	98
鳥取	94	94	95	96
島根	95	95	95	96
岡山	95	95	96	97
広島	95	95	96	97
山口	95	96	96	97
徳島	101	101	99	100
香川	99	99	98	100
愛媛	99	99	97	99
高知	100	100	98	99
福岡	99	98	98	97
佐賀	97	97	97	97
長崎	97	97	97	97
熊本	99	99	98	97
大分	99	99	98	97
宮崎	99	99	98	97
鹿児島	100	100	99	98
沖縄	104	103	101	100

※道北：宗谷、上川、留萌（総合振興局又は振興局の所管区域を指す。以下同じ）

道東：オホーツク、根室、釧路、十勝

道央：空知、石狩、後志、胆振、日高

道南：檜山、渡島

2 離島工事費指数

地域別		指数
北海道	奥尻島	125
	礼文島	130
	利尻島	
関東	大島	117
	八丈島	161
	上記以外の島 伊豆諸島	150
	小笠原諸島 (南鳥島を除く)	221
北陸	佐渡島	107
中国 四国	瀬戸内海の離島	105
	隠岐諸島	122

地域別		指数
九州	五島列島	119
	対馬	124
	壱岐島	117
	大隅諸島	125
	奄美群島	135
沖縄	宮古島	114
	石垣島	115
	八重山列島 (石垣島を除く)	130
	大東諸島	148

※北海道、本州、四国、九州、沖縄本島と橋梁で接続されていない島を対象とする。

※上記以外の離島については、実情に応じ計上する。

第2 標準予算単価

- 1 本表は、東京（地域別工事費指数100）における建物延べ面積1㎡当たりの標準予算単価（共通費相当分を含む。消費税相当分を除く。）を円単位で示す。
- 2 本表は、個々の計画内容を考慮して適用する。本表を適用できない場合又は本表に単価の表示がない項目については、「第3 標準予算単価算出基準」を用いるなどし、実情に応じて計上する。
- 3 表中の各欄に記載の内容は、以下のとおりである。
 - ア 数値が計上されている項目は、通常その建物に必要と考えられるものである。
 - イ ○印が記入されている項目は、通常その建物に必要と考えられるものであり、「第3 標準予算単価算出基準」を用いるなどし、実情に応じて別途計上する。
 - ウ -印が記入されている項目は、通常その建物に不要と考えられるものであるが、個々の計画内容を踏まえ必要があれば、「第3 標準予算単価算出基準」を用いるなどし、実情に応じて別途計上する。

- 4 構造欄の略号は次による。

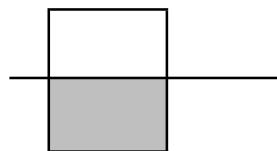
RC造	----	鉄筋コンクリート造
SRC造	----	鉄骨鉄筋コンクリート造
S造	----	鉄骨造
W造	----	木造

- 5 (1) から (8) の概略延べ面積の範囲は、以下を目安とする。

(1)	200㎡ (~ 300㎡)	(2)	400㎡ (301㎡~ 500㎡)
(3)	750㎡ (501㎡~ 1,000㎡)	(4)	1,500㎡ (1,001㎡~ 2,250㎡)
(5)	3,000㎡ (2,251㎡~ 4,500㎡)	(6)	6,000㎡ (4,501㎡~10,000㎡)
(7)	15,000㎡ (10,001㎡~22,500㎡)	(8)	30,000㎡ (22,501㎡以上)

- 6 車庫にかかる単価の考え方は、以下による。

- ・地下車庫 組込型



建築 → 庁舎単価

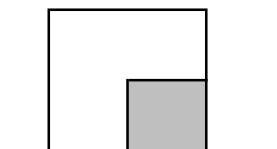
設備 → 車庫単価

- 分離型



車庫単価

- ・地上車庫 合築型



庁舎単価

※ 本表は、官庁営繕関係「統一基準」である。同統一基準は、営繕事務の一層の合理化・効率化のために、「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」（関係副大臣等で構成）での方針決定をうけ、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」（関係府省庁の部長、審議官等で構成）において、平成15年3月20日に決定されたものである。

建 物 別		庁 舎			
番 号		(1)	(2)	(3)	(4)
構造、階数		R C - 1	R C - 2	R C - 2	R C - 3
概略延べ面積		200	400	750	1,500
建築 工事	(1) 地業	○	○	○	○
	(2) 躯体	136,910	112,410	97,870	88,070
	(3) 仕上	107,940	105,870	85,810	77,700
	(4) その他	○	○	○	○
	小 計	244,850	218,280	183,680	165,770
電気 設備 工事	(1) 電力設備	29,840	31,110	28,380	36,800
	(2) 受変電自家発電設備	—	—	—	○
	(3) 通信設備	11,540	6,900	6,650	8,350
	(4) 電話交換設備	○	○	○	○
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	41,380	38,010	35,030	45,150	
機械 設備 工事	(1) 空気調和等設備	34,920	49,980	52,980	45,300
	(2) 給排水衛生設備	16,950	21,580	17,640	14,220
	(3) 消火設備	○	○	○	○
	(4) エレベーター設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	51,870	71,560	70,620	59,520	
合 計		338,100	327,850	289,330	270,440

建 物 別		序 舎			
番 号		(5)	(6)	(7)	(8)
構造、階数		RC-4	RC-5-1	SRC-8-1	S-15-2
概略延べ面積		3,000	6,000	15,000	30,000
建築 工事	(1) 地業	○	○	○	○
	(2) 躯体	79,940	74,150	100,890	98,150
	(3) 仕上	71,380	76,800	66,710	80,330
	(4) その他	○	○	○	○
	小 計	151,320	150,950	167,600	178,480
電気 設備 工事	(1) 電力設備	31,900	31,370	31,090	29,280
	(2) 受変電自家発電設備	○	○	○	○
	(3) 通信設備	7,060	15,420	12,730	11,710
	(4) 電話交換設備	○	○	○	○
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	38,960	46,790	43,820	40,990	
機械 設備 工事	(1) 空気調和等設備	53,270	42,560	56,630	43,290
	(2) 給排水衛生設備	11,550	11,090	9,370	7,690
	(3) 消火設備	○	○	○	○
	(4) エレベーター設備	○	○	○	○
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	64,820	53,650	66,000	50,980	
合 計		255,100	251,390	277,420	270,450

建 物 別		寄 宿 舎	体 育 館		倉 庫
番 号		(9)	(10)	(11)	(12)
構造、階数		R C - 3	S - 1	R C - 1	R C - 1
概略延べ面積		3,000	1,000	1,000	80
建築 工事	(1) 地業	○	○	○	○
	(2) 躯体	96,080	135,960	96,170	118,610
	(3) 仕上	89,400	116,980	80,700	39,340
	(4) その他	○	○	○	○
	小 計	185,480	252,940	176,870	157,950
電気 設備 工事	(1) 電力設備	29,910	18,890	18,890	5,190
	(2) 受変電自家発電設備	○	—	—	—
	(3) 通信設備	4,090	4,060	4,060	2,870
	(4) 電話交換設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	34,000	22,950	22,950	8,060	
機械 設備 工事	(1) 空気調和等設備	31,680	1,840	1,840	6,440
	(2) 給排水衛生設備	18,140	4,820	4,820	—
	(3) 消火設備	○	○	○	○
	(4) エレベーター設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	49,820	6,660	6,660	6,440	
合 計		269,300	282,550	206,480	172,450

建 物 別		倉 庫	車 庫		
番 号		(13)	(14)	(15)	(16)
構造、階数		S-1	S-1	R C-1	R C-0-1
概略延べ面積		800	100	200	1,700
建築 工事	(1) 地業	○	○	○	○
	(2) 躯体	81,980	81,980	118,610	146,150
	(3) 仕上	76,290	76,290	39,340	45,490
	(4) その他	○	○	○	○
	小 計	158,270	158,270	157,950	191,640
電気 設備 工事	(1) 電力設備	5,190	5,190	5,190	20,580
	(2) 受変電自家発電設備	—	—	—	—
	(3) 通信設備	2,870	2,870	2,870	3,710
	(4) 電話交換設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	8,060	8,060	8,060	24,290	
機械 設備 工事	(1) 空気調和等設備	6,440	11,050	11,050	14,890
	(2) 給排水衛生設備	—	8,930	8,930	6,020
	(3) 消火設備	○	—	—	○
	(4) エレベーター設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	6,440	19,980	19,980	20,910	
合 計		172,770	186,310	185,990	236,840

建 物 別		自 転 車 置 場	渡 廊 下		序 舎
番 号		(17)	(18)	(19)	(20)
構造、階数		S-1	S-1	R C-1	W-1
概略延べ面積		10	20	20	200
建築 工事	(1) 地業	—	○	○	○
	(2) 躯体	48,510	74,750	166,670	97,680
	(3) 仕上	46,050	23,340	39,460	178,870
	(4) その他	○	○	○	○
	小 計	94,560	98,090	206,130	276,550
電 気 設 備 工 事	(1) 電力設備	—	4,640	2,880	36,240
	(2) 受変電自家発電設備	—	—	—	—
	(3) 通信設備	—	—	—	16,340
	(4) 電話交換設備	—	—	—	○
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	0	4,640	2,880	52,580	
機 械 設 備 工 事	(1) 空気調和等設備	—	—	—	42,520
	(2) 給排水衛生設備	—	—	—	22,970
	(3) 消火設備	—	—	—	○
	(4) エレベーター設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
小 計	0	0	0	65,490	
合 計		94,560	102,730	209,010	394,620

建 物 別		庁 舎	倉 庫	車 庫	自 転 車 置 場
番 号		(21)	(22)	(23)	(24)
構造、階数		W-2	W-1	W-1	W-1
概略延べ面積		750	80	100	10
建築 工事	(1) 地業	○	○	○	—
	(2) 躯体	89,030	85,930	85,930	73,570
	(3) 仕上	130,840	49,330	49,330	22,320
	(4) その他	○	○	○	○
	小 計	219,870	135,260	135,260	95,890
電 気 設 備 工 事	(1) 電力設備	25,660	5,190	5,190	—
	(2) 受変電自家発電設備	—	—	—	—
	(3) 通信設備	8,940	2,870	2,870	—
	(4) 電話交換設備	○	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
	小 計	34,600	8,060	8,060	0
機 械 設 備 工 事	(1) 空気調和等設備	40,000	6,440	11,050	—
	(2) 給排水衛生設備	32,260	—	8,930	—
	(3) 消火設備	○	○	—	—
	(4) エレベーター設備	—	—	—	—
	(5) その他	○	○	○	○
	小 計	72,260	6,440	19,980	0
合 計		326,730	149,760	163,300	95,890

第3 標準予算単価算出基準

I 木造庁舎以外

1 共通事項

(1) 高齢者・障害者施策

標準予算単価には高齢者・障害者施策のための工事費（玄関自動扉、車椅子使用者用便房（オストメイト対応）、視覚障害者誘導用ブロック）が計上されている。

ア 車椅子使用者用便房（オストメイト対応）

車椅子使用者用便房（オストメイト対応）を2か所以上設置する場合には、2か所目以上について、1か所当たり次表を標準として別途計上する。

	建築	電気	機械	合計
単価（千円／か所）	1,440	450	460	2,350

イ 内部建具（自動扉）

内部建具を自動扉とする場合には、1か所当たり630千円を標準として別途計上する。

(2) 防災対策

・構造体に関する耐震安全性の分類

分類	対象施設
(I)	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のうち、特に重要な施設
(II)	災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置づけられた施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、多数の人が利用する施設等
(III)	(I) 及び (II) に該当しない施設

・建築非構造部材に関する耐震安全性の分類

分類	対象施設
(A)	災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置づけられた施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等
(B)	(A) に該当しない施設

・建築設備に関する耐震安全性の分類

分類	対象施設
(甲)	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等
(乙)	(甲) に該当しない施設

ア 建築

(ア) 構造体

耐震安全性の分類が（I）又は（II）の建物については、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

規模 (㎡)	単価（円／㎡）	
	分類（I）	分類（II）
200	8,000	2,990
400	7,220	2,690
750	5,790	2,160
1,500	5,420	2,020

規模 (㎡)	単価（円／㎡）	
	分類（I）	分類（II）
3000	5,460	2,030
6000	6,070	2,260
15,000	7,430	2,760
30,000	8,360	3,110

(イ) 免震及び制振

耐震、耐風等の振動対策として、建物に免震及び制振技術を組み込む場合には、実情に応じて別途計上する。

(ウ) 地盤改良

地震時の液状化対策等として、地盤改良等を行う場合には、実情に応じて別途計上する。

(エ) 建築非構造部材

建築非構造部材の防災対策のために必要な工事費は、実情に応じて別途計上する。

イ 電気設備

耐震安全性の分類が(甲)の建物については、受変電自家発電設備の標準予算単価に、次表を標準として別途計上する。

単価 (円/kVA)		単価 (円/kVA)		
受変電設備容量 (kVA)	耐震構造モールド変圧器信頼性向上対策	自家発電設備容量 (kVA)	耐震構造ガスタービン	耐震構造ラジエータ式
200	18,830	100	—	33,870
500	22,280	200	54,320	—
1,000	18,130	500	52,100	—

ウ 機械設備

(ア) 耐震安全性の分類が(甲)の一般庁舎については、配管の支持固定強化、受水タンク・高置タンクの耐震強度増(規模 1,500㎡以上)、受水タンクの容量増(規模 1,500~6,000㎡)及び滅菌装置の付属(規模 1,500㎡以上)を図るものとし、次表を標準として別途計上する。

なお、一般庁舎以外で、分類が(甲)の建物については、実情に応じて別途計上する。

規模 (㎡)	単価 (円/㎡)	規模 (㎡)	単価 (円/㎡)
200	110	3,000	1,580
400	230	6,000	2,360
750	250	15,000	790
1,500	2,340	30,000	690

(イ) 分類が(甲)で「5 設計概要表」に高置水槽等の設備費が計上されていない一般庁舎で、高置タンク等が必要な場合には、受水タンク・高置タンクの耐震強度増及び受水タンクの容量増を図るものとし、次表を標準として別途計上する。

規模 (㎡)	単価 (千円/組)
400	1,160
750	2,020

(ウ) その他

分類が(甲)の建物で、排水槽・排水ポンプ、中圧ガス供給管の引込み等が必要な場合には、実情に応じて別途計上する。

(3) 環境負荷低減対策

標準予算単価には「5 設計概要表」に示す、環境負荷低減対策費が計上されている。
 なお、ZEBとする等の環境負荷低減のために必要な工事費は、実情に応じて別途計上する。

ア 建築

- (ア) 窓の断熱、日射しゃへい性能の向上等の環境負荷低減のために必要な断熱サッシ、複層ガラス等の工事費は、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

工法	単価 (円/㎡)
断熱サッシ	890
複層ガラス	1,150
網戸	600

- (イ) 屋上緑化を行う場合には、緑化対象面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

工法	植物の種類	単価 (円/㎡)	備考
屋上緑化	中高木程度	100,370	参考荷重100～180kg/㎡
	コウライ芝程度	47,010	参考荷重 40～ 50kg/㎡

※灌水装置を含む。

イ 電気設備

(ア) 照明制御

人感センサー連動制御、タイムスケジュール制御、昼光制御等の環境負荷低減のために必要な工事費は、対象事務室面積 1 m²当たり3,910円を標準として別途計上する。

ただし、対象事務室以外の部分については、別途計上すること。

(イ) 太陽光発電設備

標準予算単価のモデル(4)～(8)には、10kWの太陽光発電設備が計上されているが、10kWを超える太陽光発電設備を設置する場合には、次表を標準として別途計上する。ただし、蓄電池を設置する場合には、実情に応じて別途計上する。

太陽光発電設備追加容量	【合計容量】 (kW)	単価 (千円/一式)
5	【 15】	6,120
10	【 20】	12,250
20	【 30】	24,490
30	【 40】	36,730
40	【 50】	48,970
90	【100】	110,200

モデル(4)～(8)以外の建物に太陽光発電設備を設置する場合には、次表を標準として別途計上する。

太陽光発電設備容量 (kW)	単価 (千円/一式)
5	9,350
10	14,050

(ウ) 風力発電等の環境負荷低減のために必要な工事費は、実情に応じて別途計上する。

ウ 機械設備

(ア) 雨水利用設備を設置する場合には、以下を標準として別途計上する。

a. 雨水利用設備の工事費は、次表を標準として別途計上する。

処理水量 (m ³ /h)	2	5	8	10
単価 (千円/(m ³ /h))	2,670	2,340	2,020	1,880

(注) 1 水槽類は二重スラブを利用し、防水工事を含むものとする。

2 給水系統は、上水・雑用水系統に区分されているものとする。

b. 雨水集水配管が必要な場合には、実情に応じて別途計上する。

(イ) 排水再利用設備、太陽熱利用設備、蓄熱設備、食品ゴミ処理設備等の環境負荷低減のために必要な工事費は、実情に応じて別途計上する。

(4) 気温、積雪、風速等に応ずる設計の相違による割増

ア 寒地における割増

寒地においては、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

なお、断熱サッシ又は複層ガラスを使用する場合には、(3)ア(ア)の表に記載の単価を標準として別途計上する。また、外断熱工法とする場合には、実情に応じて別途計上する。

規模 (㎡) 地域区分※	単価 (円/㎡)				
	200	400 750	1,500	3,000	6,000 15,000 30,000
1又は2	8,580	3,990	2,050	1,130	880
3	4,260	1,730	720	350	250
4	2,790	1,200	510	280	160

※ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（令和元年国土交通省告示第783号）（以下、「省エネルギー基準」という）による区分

この他、コンクリート等の施工において、特別に採暖が必要となる場合等は、次表を標準として別途計上する。

規模 (㎡) 地域区分	単価 (円/㎡)				
	200	400 750	1,500	3,000	6,000 15,000 30,000
1	5,430	4,270	3,710	3,950	2,680
2	4,520	3,550	3,110	3,310	2,240
3	3,600	2,840	2,490	2,640	1,790
4	2,700	2,140	1,850	1,980	1,360

イ 積雪地域における割増

積雪地域において、垂直積雪量※が30cmを超える場合には、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

※建築基準法施行令第86条により特定行政庁が規則で定める数値

(ア) RC造、SRC造、S造（高層建物に限る）建物

規模 (㎡) 垂直積雪量	単価 (円/㎡)				
	200	400 750	1,500	3,000	6,000 15,000 30,000
50cm	5,070	2,490	1,160	750	530
100cm	5,230	2,660	1,320	900	720
200cm	6,170	3,590	2,270	1,840	1,650

(イ) S造（高層建物を除く）建物

垂直積雪量	単価（円／㎡）
40cm	9,600
60cm	19,210
80cm	21,590
100cm	23,650
150cm	27,580

この他、降雪時等の施工において、特別に除雪が必要となる場合には、次表を標準として別途計上する。

規模 (㎡) 垂直積雪量	単価（円／㎡）				
	200	400 750	1,500	3,000	6,000 15,000 30,000
50cm	830	470	320	190	90
100cm	2,110	1,200	790	550	280
200cm	4,650	2,660	1,740	1,200	610

ウ 強風地域における割増

(ア) RC造、SRC造、S造（高層建物に限る）建物

基準風速※が36m/s以上の地域においては、風の影響を考慮し、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

なお、表中各欄に「別途」と記入されている箇所は、実情に応じて別途計上する。

※建築基準法施行令第87条第2項による風速

規模 (㎡) 基準風速(m/s)	単価（円／㎡）					
	200	400 750	1,500	3,000 6,000	15,000	30,000
36	—	—	—	150	—	1,410
38	—	—	150	150	—	1,410
40	—	150	150	150	1,410	別途
42～44	—	150	150	1,580	1,410	別途
46	150	150	1,580	1,580	別途	別途

(イ) S造（高層建物を除く）建物

基準風速が36m/s以上の地域においては、風の影響を考慮し、延べ面積1㎡当たり3,710円を標準として別途計上する。

エ 沿岸地域における割増

(ア) RC造、SRC造、S造（高層建物に限る）建物

海岸線から2km以内の地域においては、沿岸地域における塩害等の影響を考慮し、延べ面積1㎡当たり430円を標準として別途計上する。

(イ) S造（高層建物を除く）建物

海岸線から2km以内の地域においては、沿岸地域における塩害等の影響を考慮し、延べ面積1㎡当たり2,920円を標準として別途計上する。

オ その他

寒地及び積雪地域において、工程上特別な養生が必要となる場合には、次表を標準として別途計上する。

なお、表中各欄に「別途」と記入されている箇所は、実情に応じて別途計上する。

- (ア) 省エネルギー基準による地域区分が1又は2
かつ垂直積雪量が1 m以上の地域

規模 (m^2) 地域区分	単価 (円/ m^2)					
	200	400 750	1,500	3,000	6,000 15,000	30,000
1	25,850	20,120	17,890	15,340	13,350	別途
2	21,480	16,710	14,870	12,730	11,090	別途

- (イ) 上記以外の地域

規模 (m^2) 地域区分	単価 (円/ m^2)					
	200	400 750	1,500	3,000	6,000 15,000	30,000
1	16,460	13,940	12,610	10,990	9,810	別途
2	13,650	11,550	10,440	9,100	8,140	別途
3	10,810	9,130	8,270	7,200	6,440	別途
4	8,020	6,770	6,110	5,330	4,760	別途

2 建築工事

(1) 地業

ア 杭地業

杭地業を行う場合には、延べ面積1㎡当たり、表-1の金額に、地震力補正として表-2の係数を乗じた単価を標準として別途計上する。

なお、騒音規制法に基づく規制地域等において既製コンクリート杭地業を行う場合には、上記の単価に表-3の係数をさらに乗じた単価を標準として別途計上する。

表-1 杭金額 (単位:円/㎡)

支持層 深さ (m)	杭金額 (単位:円/㎡)					
	既製コンクリート杭				場所打ちコンクリート杭	
	RC-1	RC-2	RC-3	RC-4	RC-5-1	SRC-8-1
5 m	8,250	5,140	4,020	3,890		
10m	13,600	8,230	6,530	6,130		
20m	25,550	21,290	16,880	16,070	12,510	8,540
30m	—	—	25,190	24,150	17,940	12,460

表-2 地震力補正係数

支持層深さ (m)	杭 頭 部 地 盤		
	N>10	N≤10	液状化する場合
5 m	1.3	1.6	2.3
10m	1.1	1.3	1.6
20m	1.1	1.3	1.6
30m	1.1	1.2	1.5

表-3 騒音規制法に伴う補正係数

支持層深さ (m)	粘土質地盤 (セメントミルク工法)	砂質地盤 (中堀工法・回転圧入工法)
5 m	1.4	2.1
10m	1.3	1.7
20m	1.2	1.4
30m	1.1	1.2

イ 直接基礎

小規模庁舎において直接基礎とする場合で地耐力が15 t未満の場合には、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

地耐力	単価 (円/㎡)	
	延べ面積(㎡) 200㎡ (RC-1)	延べ面積(㎡) 400㎡ (RC-2)
5 t/㎡	12,720	14,580
10 t/㎡	3,540	2,920

(2) 躯体

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく躯体工事費が計上されている。
 地下階を設ける場合には、掘削・土運搬費用として、地下面積1㎡当たり25,170円を標準として別途計上する。また、山留めを設ける必要がある場合には、地下面積1㎡当たり、透水壁は74,980円、止水壁は85,260円を標準として別途計上する。なお、地下階を設けず山留めを設ける場合には、実情に応じて別途計上する。

(3) 仕上

ア 外部仕上

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく外部仕上工事費が計上されている。

(ア) 外壁仕上

外壁仕上が吹付仕上である建物をタイル仕上にする場合には、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

延べ面積 (㎡)	単価 (円/㎡)
200	22,280
400	16,790

延べ面積 (㎡)	単価 (円/㎡)
750	13,360
1,500	10,380

イ 内部仕上

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく内部仕上工事費が計上されている。

(ア) 書架、物品棚

倉庫、書庫内に書架、物品棚（固定式）を設ける場合には、対象面積1㎡当たり19,140円を標準として別途計上する。

(イ) ベッド、机

寄宿舎にベッド、机等を設ける場合には、収容人員1名当たり188,670円を標準として別途計上する。

(ウ) 電算機室

庁舎等に電算機室を設ける場合には、対象面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

室名		電算機室	オペレーター室 パンチャー室等	備考
工 事 単 価 (円/㎡)	建築工事	63,880	26,900	電算機室150㎡、オペレーター室パンチャー室等計200㎡を標準として算出している
	電気設備工事	44,180	—	
	機械設備工事	123,060	—	
	合計	231,120	26,900	

- (注) 1 電算機用電源は自動電圧調整方式とし、電源装置は別途追加する。
 2 空気調和方式は、パッケージ形空気調和機方式とする。
 3 特殊消火設備を設ける場合には、4 機械設備工事 (3) 消火設備のウ スプリンクラー設備 (イ)及び、オ 特殊消火設備 (イ) 不活性ガス消火設備を参照の上、別途計上する。

(エ) フリーアクセスフロア

標準予算単価の庁舎の事務室等は、高さ100mm程度のフリーアクセスフロア（タイルカーペット共）が計上されている。庁舎の事務室等以外に高さ100mm程度のフリーアクセスフロアを設ける場合には、対象面積1㎡当たり22,290円を標準として別途計上する。

上記に該当しない場合は、実情に応じて別途計上する（ただし、庁舎の事務室等に設ける場合は、対象面積1㎡当たり上記単価との差額を実情に応じて別途計上する）。

- (オ) ボイラ室、電気室等の設備関係室や、浴場、食堂、厨房等の関係室を別棟で設ける場合には、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

棟 別		設備棟	厚生棟
構造・規模		RC-1 300㎡	RC-1 500㎡
単 価 (円/㎡)	建築工事	156,480	224,030
	電気設備工事	12,690	24,990
	機械設備工事	10,690	45,210
	合計	179,860	294,230

- (カ) 内装の木質化

玄関ホール等で、壁に木材を使用する場合には、対象室面積1㎡当たり10,390円（杉羽目板張り程度）を標準として別途計上する。ただし、壁を準不燃材料とする工事費は含まれていないので、準不燃材料とする場合には実情に応じて別途計上する。

ウ その他

- (ア) ヘリポート、鉄塔

高度な防災機能を備えるために屋上にヘリポートや鉄塔を設置する場合には、実情に応じて別途計上する。

- (イ) ゴンドラ設備

ゴンドラ設備を設置する場合には、延べ面積1㎡当たり3,530円を標準として別途計上する。

- (ロ) 地震計

高さ45mを超える建築物、免震構造の建築物及び制振構造の建築物で時刻歴応答解析を行う場合には、1施設当たり6,240千円を標準として別途計上する。

- (ハ) 気象観測用地震計台

地震計台（コンクリート製一式）を設置する場合には、1,800千円を標準として別途計上する。

- (ニ) 露場

露場（20m × 30m程度）を設置する場合には、2,630千円を標準として別途計上する。

(4) その他

ア 外構

外構については、敷地面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

構内の雨水排水設備、構内通路、敷地外周の門、囲障等の整備費については、敷地面積を建ぺい率30%とし、次表の整備概要に基づき算出しており、敷地面積が大幅に異なる場合には、実情に応じて補正計上する。

なお、車庫、倉庫等附属施設の外構整備工事費は、原則として主建物の外構単価に含む。

建物構造 ・規模	敷地面積 (㎡)	整備概要	単価 (円/㎡)
RC-1 200㎡ RC-1 18㎡	730	舗装：玄関前のみコンクリート舗装（厚70） 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：道路側鉄網柵（1面） 隣地境界側簡易な柵（3面）	3,250
RC-2 400㎡ RC-1 18㎡	730	舗装：玄関前のみコンクリート舗装（厚70） 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：道路側鉄網柵（1面）、一部コンクリート塀 隣地境界側コンクリートブロック塀（3面）	5,760
RC-2 750㎡ RC-1 18㎡	1,310	舗装：建物前面のみコンクリート舗装（厚150） 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：道路側鉄網柵（1面）、一部コンクリート塀 隣地境界側コンクリートブロック塀（3面）	5,860
RC-3 1,500㎡ RC-1 36㎡	1,790	舗装：建物前面のみコンクリート舗装（厚150） 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：道路側角パイプ製柵（1面） 一部コンクリート塀、片引扉付 隣地境界側コンクリートブロック塀（3面）	7,000
RC-4 3,000㎡ RC-2 72㎡	2,740	舗装：建物前面のみコンクリート舗装（厚150） 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：道路側角パイプ製柵（2面） 一部コンクリート塀、片引扉付 隣地境界側コンクリートブロック塀（2面）	7,290
RC-5-1 6,000㎡ RC-1 180㎡	3,930	舗装：前面道路沿いコンクリート舗装（厚150） 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：道路側角パイプ製柵（2面）、片引扉付 隣地境界側コンクリートブロック塀（2面）	7,220
SRC-8-1 15,000㎡	5,570	舗装：前面道路沿いアスファルトコンクリート舗装 排水：排水管塩ビ管 門、囲障：石積の上角パイプ製柵（3面）、片引扉付 隣地境界側コンクリートブロック塀（1面）	8,450
S-15-2 30,000㎡	7,000	SRC-8-1 15,000㎡と同じ	7,970

(注) 建物構造・規模欄の上段は庁舎、下段は車庫である。庁舎15,000㎡以上の場合には地下車庫を想定している。

外部に掲揚塔（アルミニウム製・高さ8m・ハンドル操作式）を設ける場合には、1基当たり707,220円を標準として別途計上する。

屋外掲示板（ステンレス製・自立式・盤面1.8㎡）を設置する場合には、1基当たり1,220,010円を標準として別途計上する。

イ 構内緑化

構内緑化を行う場合には、緑化面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

種別	単価 (円/㎡)
芝生に高木、中木及び低木を混植	5,820
低木内に高木及び中木を混植	11,520

植栽用灌水設備を設置する場合には、対象面積1㎡当たり12,670円を標準として別途計上する。

ウ 構内舗装

屋外駐車場等の舗装（雨水排水設備を含む）を行う場合には、舗装面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。なお、透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装等の舗装を行う場合には、実情に応じて別途計上する。

種別		単価 (円/㎡)
一般地		9,340
寒地	最大凍結深度50cm以上70cm未満	11,550
	最大凍結深度70cm以上90cm未満	13,280

エ 敷地調査

(ア) 敷地測量等

平面測量、水準測量、排水調査、電気設備調査及び機械設備調査を行う場合には、次表を標準として別途計上する。

なお、建築物調査、工作物及び立木調査、敷地の履歴調査（土壌汚染調査等）等が必要な場合においては、実情に応じて別途計上する。

敷地面積 (㎡)	単価 (千円)
700	840
1,500	940
2,000	1,100
3,000	1,180
4,000	1,410
6,000	1,740
7,000	1,950

(イ) 地盤調査

ボーリング、サンプリング、サウンディング（標準貫入試験）、物理試験及び変形・強度試験を行う場合には、次表を標準として別途計上する。

なお、物理探査・検層が必要な場合、支持層の傾斜や起伏が想定される等の複雑な地盤において通常よりもボーリング調査の数量を増やすことが必要な場合、その他次表によらない場合においては、実情に応じて別途計上する。

ボーリング 深さ (m)	単価 (千円)			
	建築面積 (㎡)			
	～400	401～1,300	1,301～2,000	2,001～3,000
15	2,830	3,520	4,290	4,860
25	3,520	4,540	5,560	6,560
35	4,200	5,570	6,910	8,250
(参考) 想定本数	3	4	5	6

※上記金額及び想定本数は、サンプリング用孔（深さ10m, 1本）を含む。

オ 整地等

既存建物（基礎（杭を除く）以上）の取りこわし単価は、取りこわし延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

ただし、アスベスト含有建材を撤去する場合、発生材料を再使用する場合又は騒音規制法に基づく規制地域、その他周囲の状況により特別の養生等を必要とする場合には、実情に応じて別途計上する。

鉄筋コンクリート造の取りこわし単価はコンクリート量によって異なるが、次表は一般的な庁舎（コンクリート量約0.55㎡/㎡）を対象に算出しているので、コンクリート量が大幅に異なる場合には、実情に応じて補正計上する。

取りこわしにおける処分において、管理型処分場への廃棄の建築材料等については、廃棄のために必要な工事費を実情に応じて別途計上する。

リサイクル処理を行う建築材料等については、リサイクル処理のために必要な工事費を実情に応じて別途計上する。

その他、移設、障害物の除去、大規模な土木工事等を行う場合には、実情に応じて別途計上する。

種 別	単価（円/㎡）
木 造	7,840
コンクリートブロック造	16,450
鉄筋コンクリート造	20,030

カ 配管・配線溝

本館から別棟となる建物等への各種配管及び配線の幹線用共同溝を設ける場合には、延長1m当たり133,270円（内法寸法1m×1.5m程度）を標準として別途計上する。ただし、配管及び配線に要する工事費は含まれていないので、それぞれ屋外配管又は構内配電線路として別途計上する。

キ 仮設庁舎

工事のため仮設庁舎を設ける場合には、実情に応じて別途計上する。

ク その他

庁舎等について、高度情報化等への対応又は環境等に対する配慮を行う場合、汚染土壌の処理及び地中の産業廃棄物等の処理を行う場合、その他必要な工事費については、実情に応じて別途計上する。

3 電気設備工事

(1) 電力設備

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく照明設備、コンセント設備、非常用照明設備及び動力設備工事費が計上されている。

ア 照明設備

「5 設計概要表」と異なる照度又は器具形式とする場合には、実情に応じて別途計上する。

イ コンセント設備

「5 設計概要表」と異なるコンセント個数とする場合には、実情に応じて別途計上する。

ウ 非常用照明設備

階数が3以上で延べ面積が500㎡～1,000㎡未満の建築物には延べ面積1㎡当たり3,480円（電池内蔵形）を標準として別途計上する。

エ 誘導灯設備

次の各号の一に該当する建築物には誘導灯設備が必要であり、設置対象床面積1㎡当たり850円を標準として別途計上する。

- (ア) 地階
- (イ) 地上11階以上の階
- (ウ) 無窓階

オ 動力設備

標準予算単価には、給排水衛生設備、消火設備及び空気調和設備に必要な動力設備費が計上されている。なお排煙設備用、雨水利用設備用、排水再利用設備用、太陽熱利用設備用、蓄熱設備用、特殊空調用、実験用、ロードヒーティング用等特殊な動力を必要とする場合には、これらに必要な動力設備費を実情に応じて別途計上する。

カ エネルギー管理システム

延べ面積50,000㎡以上の庁舎において、エネルギー管理システムを導入する場合には、延べ面積1㎡当たり1,210円を標準として別途計上する。50,000㎡未満の庁舎において導入する場合には、実情に応じて別途計上する。

(2) 受変電自家発電設備

ア 受変電設備

想定契約電力が50kVA以上の場合には受変電設備が必要であり、負荷容量の合計を受変電設備容量とし、次表を標準として別途計上する。

受変電設備容量 (kVA)	単価 (円/kVA)	
	高压受電	特別高压受電
50	128,370	—
100	115,480	—
200	125,460	—
300	135,530	—
500	148,570	—
1,000	120,870	—
2,000	—	237,710
3,000	—	175,970
4,000	—	146,680

なお、受変電設備容量は次表の各負荷の合計とする。

負荷の種類	負荷 (kVA)	摘要
一般負荷	0.070	延べ面積 1 m ² 当たり
個別空気調和用負荷	0.065	対象面積 1 m ² 当たり
OA機器負荷	0.050	対象面積 1 m ² 当たり
その他	雨水利用設備用、排水再利用設備用、太陽熱利用設備用、蓄熱設備用、特殊空調、電算機、実験用、ロードヒーティング用等実情に応じて算出	

イ 自家発電設備

停電時においても電源を必要とする負荷（消防設備等の防災負荷、災害応急対策活動に要する負荷等）を有する建築物には自家発電設備が必要であり、次表を標準として別途計上する。

自家発電設備容量 (kVA)	単価 (円/kVA)
50	360,700
100	338,050
200	271,620
500	260,460
1,000	216,000

なお、自家発電設備容量は次表の各負荷の合計とする。

負荷の種類	負荷 (kVA)	摘要
一般負荷	0.025	延べ面積 1 m ² 当たり
その他	特殊業務用等実情に応じて算出	

ただし、耐震安全性の分類が（甲）の建物の容量については、合計値の1.1倍とする。

ウ 無停電電源装置

電算機、通信機器等で、業務上無停電電源装置を必要とする場合には、実情に応じて別途計上する。

(3) 通信設備

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく電話設備、電気時計設備、拡声設備、障害者用インターホン設備、火災報知設備、テレビ共同受信設備及び中央監視設備の工事費が計上されている。

ア 電話設備

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく電話用配管及び配線費が計上されており、「5 設計概要表」と異なる場合には、実情に応じて別途計上する。

イ 警報設備

(ア) 火災報知等設備

標準予算単価のモデル(4)～(8)、(16)には、必要な火災報知等設備が計上されているが、それ以外の建築物に非常警報装置及び個別ガス漏れ警報装置を設置する場合には、延べ面積1㎡当たり1,150円を標準として別途計上する。

(イ) 防犯設備

防犯設備のための配管を設置する場合には、防犯対象面積1㎡当たり380円を標準として別途計上する。

(ウ) 入退室管理設備

入退室管理設備を設置する場合には実情に応じて別途計上する。

ウ テレビ共同受信設備

標準予算単価には、デジタル放送に対応したテレビ共同受信設備が計上されている。なお、衛星放送受信設備を設置する場合には、1施設当たり665,290円を標準として別途計上する。

エ 電気時計設備

「5 設計概要表」と異なる仕様とする場合には、実情に応じて別途計上する。

オ 拡声設備

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく全館放送設備費が計上されており、これと異なる場合及び個別放送設備がある場合には、実情に応じて別途計上する。

なお、個別放送設備は、対象面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

対象面積 (㎡)	100	300	500
単価 (円/㎡)	11,970	7,780	22,410

カ 出退表示設備

出退表示設備を設置する場合には、延べ面積1㎡当たり760円を標準として別途計上する。

キ 誘導支援設備

誘導支援設備を設置する場合には、延べ面積1㎡当たり380円を標準として別途計上する。

ク 構内情報通信網設備

構内情報通信網(LAN)設備を設置する場合には、実情に応じて別途計上する。

ただし、「(5)キ OA用配線設備」によりOA用情報配線等を計上する場合には、室内端子盤までを含んでいるので、これより幹線側の機器をLAN設備として計上する。

(4) 電話交換設備

電話交換設備は、標準予算単価に含まれていないため、電話交換機及び電話機は次表を標準として別途計上する。

回線数	単価 (円/回線)	仕様
30	82,380	電子ボタン電話機
80	118,650	分散中継台式電話交換機
100	140,570	中継台式電話交換機
200	154,880	
300	165,080	
500	180,190	
750	186,050	
1,000	187,370	
2,000	190,240	

(5) その他

ア 避雷設備

高さが20mを超える建物及び多雷地区その他特に避雷設備が必要な場合、独立避雷針は1基当たり1,180千円、棟上導体方式は延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

延べ面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	延べ面積 (㎡)	単価 (円/㎡)
3,000	1,530	15,000	450
6,000	900	30,000	290

イ 構内外灯

構内外灯は、標準予算単価に含まれていないため、構内面積400㎡程度につき1灯の割合とし、1灯当たり

900千円を標準として別途計上する。

ウ 融雪装置 (ロードヒーティング)

構内において、発熱線を使用した融雪装置を設置する場合には、融雪面積1㎡当たり33,930円(動力設備を含む)を標準として別途計上する。

この場合受変電設備には、受変電設備容量として、融雪面積1㎡当たり0.25kVAを標準として別途計上する。

エ 構内線路

構内線路は、標準予算単価に含まれていないため、以下を標準として別途計上する。

(ア) 構内配電線路

電力引込位置から電気室、本館から付属棟等の電力用の構内配電線路は、1m当たり106,430円を標準として別途計上する。

(イ) 構内通信線路

電話引込位置から建物までの電話配線に必要な構内通信線路は、1m当たりを43,900円を標準として別途計上する。

オ 車路警報装置

車路警報装置を設置する場合には、実情に応じて別途計上する。

カ テレビ電波障害防除設備

テレビ電波障害に対する防除工事等は、実情に応じて別途計上する。

キ OA用配線設備

フリーアクセスフロアにOA用電源配線等及びOA用情報配線等を設置する場合には、対象面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

種別	単位 (円/㎡)
○A用電源配線等	6,480
○A用情報配線等	6,270
合計	12,750

OA用電源配線等には、配線器具、低圧ケーブル、分電盤及び幹線用配線を計上している。

OA用情報配線等には、配線器具、EM-UTPケーブル及び室内端子盤を計上しており、これより幹線側の機器を含めた構内情報通信(LAN)設備は「(3)ク 構内情報通信網設備」により別途計上する。

ク その他

電気事業者又は通信事業者が実施する配線工事に対する工事費負担金、情報表示設備その他必要な工事費については、実情に応じて別途計上する。

4 機械設備工事

(1) 空気調和等設備

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく空気調和設備、換気設備及び自動制御・中央監視制御設備工事費が計上されている。

ア 空気調和設備

(ア) 事務室、会議室、電話交換室等の個別空気調和設備

事務室、講堂、会議室、電話交換室、通信機械室、災害時の活動拠点等庁舎の一部に個別に空気調和設備を設置する場合には、個別空気調和対象床面積1㎡当たり63,130円を標準として別途計上する。

(イ) 事務室等以外においてフリーアクセスフロアとする場合の空気調和設備

標準予算単価の庁舎の事務室等の空気調和設備には、フリーアクセスフロアに対応したOA機器の発熱増分が計上されている。庁舎の事務室等以外においてフリーアクセスフロアとする場合の空気調和設備は、OA機器の発熱増（OA機器負荷50VA/㎡）に対応するため、実情に応じて別途計上する。

(ウ) エネルギー管理システム

延べ面積50,000㎡以上の庁舎において、エネルギー管理システムを導入する場合には、1施設当たり17,540千円を標準として別途計上する。50,000㎡未満の庁舎において導入する場合には、実情に応じて別途計上する。

イ 排煙設備

(ア) 無窓の居室、廊下

居室、廊下等で、直接外部に排煙口を設けること（以下「自然排煙」という）ができない場合には機械排煙設備が必要であり、延べ面積1㎡当たり次表を標準として別途計上する。

延べ面積（㎡）	6,000	15,000	30,000
単価（円/㎡）	310	300	750

(イ) 非常用エレベーターの乗降ロビー

非常用エレベーターの乗降ロビーで、自然排煙が行えない場合には機械排煙設備が必要であり、1台当たり次表を標準として別途計上する。

停止階数	単価（千円/台）	停止階数	単価（千円/台）
17	11,320	9	6,850
12	8,190	8	5,790
11	7,610		

(2) 給排水衛生設備

標準予算単価には、「5 設計概要表」に基づく屋内給水設備、衛生器具設備及び屋内排水設備に必要な工事費が計上されている。また、飲用給湯設備を標準としている。なお、屋外配管は実情に応じて別途計上する。

ア 屋内給水設備

「5 設計概要表」で高置タンク等の設備費が計上されていない建物で、高置タンク等が必要な場合には、次表を標準として別途計上する。

延べ面積 (m ²)		400	750
容量	高置タンク	1 m ³	2 m ³
	受水タンク	2 m ³	4 m ³
単価 (千円/組)		4,560	5,860

(注) ポンプ、配管等を含む。

イ 衛生器具設備

「5 設計概要表」と異なる数量の衛生器具を設置する場合には、実情に応じて別途計上する。

ウ 中央給湯設備

洗面所、浴室等に給湯を行う場合には、延べ面積 1 m²当たり 1,330円を標準として別途計上する。

エ し尿浄化槽設備

し尿浄化槽設備を必要とする場合には、建築基準法施行令（昭和44年度政令第8号）第32条第1項表中に規定する区域、処理対象人員の区分及び建設省告示第1292号に定める性能を有するものとし、次表を標準として別途計上する。

ただし、水質汚濁防止法等の規定による「指定地域特定施設」、「みなし指定地域特定施設」の場合、または、条例による上乘せ排水基準がある場合には、実情に応じて別途計上する。また、上屋が必要な場合には、実情に応じて別途計上する。

性能		処理対象人員 (人)	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	単 価 (千円/基)
小規模 合併 処理	BOD除去率 90%以上 BOD濃度 $20\text{mg}/\text{l}$ 以下	10	2	1,870
		20	4	4,480
		30	6	7,870
		40	8	11,250
		50	10	13,520
合併 処理	BOD除去率 90%以上 BOD濃度 $20\text{mg}/\text{l}$ 以下	51	10	19,920
		100	20	24,570
		200	40	31,960
		300	60	45,930
		400	80	53,590
		500	100	61,140
		1,000	200	85,240

(注) 処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(JIS A 3302)による。

(3) 消火設備

ア 屋内消火栓設備

次の各号の一に該当する建物又は部分には屋内消火栓設備が必要であり、消火対象床面積 1 m^2 当たり次表を標準として別途計上する。

- (ア) 延べ面積が $3,000\text{ m}^2$ 以上の建物の全部
- (イ) 床面積が 600 m^2 以上の地階の部分
- (ウ) 床面積が 600 m^2 以上の無窓階の部分
- (エ) 床面積が 600 m^2 以上の地上4階以上の階の全部

消火対象床面積 (m^2)	1,000	3,000	6,000	15,000	30,000
単価 (円/ m^2)	2,960	1,260	1,130	730	700

